

仙台まち美化サポート・プログラム実施要綱

(平成 13 年 8 月 7 日市長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「『ごみの散乱のない快適なまちづくり』を進めるための行動計画(平成 11 年 12 月 10 日環境局長決裁)」に基づき、市民、事業者、行政のパートナーシップによる空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てごみのない快適なまちづくりを推進する仙台まち美化サポート・プログラム(以下「プログラム」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(区域の指定)

第 2 条 市長は、プログラムの趣旨にふさわしい道路、公園、河川その他の公共施設等を、プログラムの指定区域(以下「指定区域」という。)として、あらかじめ指定するものとする。

2 市長は、指定区域以外の区域であっても、当該区域において、市民又は事業者が行おうとする清掃、除草又は緑化等の活動(以下「清掃活動等」という。)が清潔で快適なまちづくりのため特に必要があると認められる場合には、当該区域を指定区域とすることができる。

(プログラムの参加申込み)

第 3 条 プログラムに参加しようとする団体は、別に定めるところにより、プログラム参加申込書(以下「申込書」という。)を市長に提出するものとする。

(プログラム参加者の認定)

第 4 条 市長は、申込書が提出された場合においては、その内容を審査し、次の各号のいずれにも該当する場合は、プログラム参加者として認定し、別に定めるところにより、プログラム参加認定書を交付するものとする。

(1) 清掃活動等が、次のいずれにも該当しないものであること

イ 参加者の事業活動に付随する場合

ロ 町内会がその区域において行う場合

ハ 仙台市公園愛護協力会要綱(昭和 62 年 5 月 30 日建設局長決裁)に規定する公園愛護協力会又は仙台市河川愛護会に対する補助金交付要綱(平成 10 年 10 月 26 日下水道局長決裁)に規定する河川愛護団体が、担当する公園又は河川で行う場合

(2) 清掃活動等が指定区域内で行われるものであること

(3) 清掃活動等が第 6 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当するものであること

(覚書の作成)

第 5 条 市長は、前条の規定によりプログラム参加者として認定した団体(以下「参加者」という。)と次の各号に掲げる事項について、仙台まち美化サポート・プログラムに関する覚書(以下「覚書」という。)を締結するものとする。

(1) 清掃活動等を実施する区域

(2) 清掃活動等を開始する日

(3) 清掃活動等の内容

(4) 本市の支援の内容

(5) 回収したごみの処理方法

2 参加者は覚書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長と協議し、別に定めるところにより、覚書の内容変更届書を市長に提出するものとする。

(プログラム活動等)

第6条 参加者は、覚書の締結後速やかに当該年度の活動予定表を作成し、市長に提出するものとする。

2 参加者は、翌年度以降引き続き、覚書に掲げる清掃活動等（以下「プログラム活動」という。）を行う場合には、毎年度3月31日までに、翌年度の活動予定表を市長に提出するものとする。

3 参加者は、1年以上プログラム活動を継続するものとする。

4 参加者は、プログラム活動を年6回以上行うものとする。ただし、気象条件その他参加者の責に帰さない事由により活動が困難な場合は、この限りではない。

5 参加者は、第1項の活動予定表を変更しようとする場合は、あらかじめ市長に報告するものとする。

6 参加者は、第1項の活動予定表の実施状況を、毎年度3月31日までに、別に定めるところにより、プログラム活動報告書を市長に提出するものとする。

7 参加者は、プログラム活動を終了する場合は、別に定めるところにより、プログラム活動終了届書を市長に提出するものとする。

(ごみの処理)

第7条 参加者は、覚書に定めるところにより、プログラム活動によって回収したごみを処理するものとする。

(参加者への市の支援)

第8条 市長は、参加者のプログラム活動に対して、次の各号に掲げる支援を行うことができる。

(1) 回収したごみの処理

(2) 仙台市市民活動保険への加入

(3) ごみ袋等清掃用具の贈与又は貸与

(4) その他参加者の活動に必要と認められる物資等の贈与又は貸与

(サインボードの設置及び撤去)

第9条 市長は、参加者が希望する場合には、プログラム活動を実施する区域内に参加者の名称等を表示するサインボードを設置することができる。

2 市長は、前項のサインボードが、次の各号のいずれかに該当する場合には設置することができない。

(1) 都市の景観を損ねると判断される場合

(2) 設置する土地の管理者の承諾が得られない場合

(3) 参加者が宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体又は政治資金規制法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体と認められる場合

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定により設置されたサインボードを撤去することができる。

- (1) 参加者がプログラム活動を終了した場合
- (2) 市長がサインボードの撤去が必要と判断した場合
(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 8 月 7 日から実施する。